

愛知県健康づくり推進協議会開催要綱の新旧対照表

「愛知県健康づくり推進協議会開催要綱」を以下のように改正します。

新	旧
<p>愛知県健康づくり推進協議会開催要綱</p> <p>第1～第7（略）</p> <p><u>（会議の特例）</u></p> <p><u>第8 会長が緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由がある場合には、構成員に議事の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問うことにより協議会の開催に代えることができる。</u></p> <p>（庶務）</p> <p><u>第9 会議の庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。</u></p> <p>（雑則）</p> <p><u>第10 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附則 この要綱は平成24年4月16日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は平成25年5月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則 この要綱は令和2年7月22日から施行する。</u></p>	<p>愛知県健康づくり推進協議会開催要綱</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>（庶務）</p> <p><u>第8 会議の庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。</u></p> <p>（雑則）</p> <p><u>第9 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附則 この要綱は平成24年4月16日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は平成25年5月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。</p>